1）橋梁下部工事の施工を担当する配置予定技術者は、上記⑵⑹㋒の要件を満たす工事の経験を有する者であること。

2）橋梁上部工事の施工を担当する配置予定技術者は、上記⑵⑹㋐及び㋑の要件をすべて満たす工事の経験を有する者であること（上記⑵⑹㋐及び㋑は、同一工事の経験を有する者であること。）

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社の配置予定技術者を当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できること。

工事の経験が、国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　異工種ＪＶの配置予定技術者は、平成10年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記１）及び２）の要件を満たす工事の経験を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、異工種ＪＶ等の乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験に限る。）。

1）橋梁下部工事の施工を担当する配置予定技術者にあっては、下記㋐の要件を満たす工事の経験を有する者であること。

㋐　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚（又は橋台）の天端（パラペット部を含む。）までの高さ）が30m以上の工事。

2）橋梁上部工事の施工を担当する配置予定技術者にあっては、下記㋐から㋒までの要件をすべて満たす工事の経験を有する者であること。

㋐　道路橋（ＴＬ―20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㋑　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ（ＰＲＣを含む。）橋で、かつ、最大支間長が30m以上の工事。

㋒　上記㋐及び㋑は、同一工事の経験を有するものであること。

工事の経験が、国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹㋑及び⑹㋒は、第１号２⑹⑹㋒及び⑹㋑に同じ。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

3　総合評価に関する事項

⑴　入札に関する事項

⑹　「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

㋐　鉄筋コンクリート橋脚・橋台（深礎杭を含む。）の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果

㋑　ＰＣ連続ラーメン箱桁橋のＰＣ上部工（上・下部工接続部を含む。）の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果

⑹及び⑹は、第１号３⑴⑹及び⑹同じ。

⑵　提案について

⑹　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、「鉄筋コンクリート橋脚・橋台（深礎杭を含む。）の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果」及び「ＰＣ連続ラーメン箱桁橋のＰＣ上部工（上・下部工接続部を含む。）の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果」についての評価の配点は、それぞれ20：10とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を技術評価点とする。

⑹は、第１号３⑵⑹に同じ。

⑶及び⑷は、第１号３⑶及び⑷に同じ。

4　入札手続等

⑴から⑷までは、第２号４⑴から⑷までに同じ。

⑸　入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

⑹から⑹までは、第２号４⑸⑹から⑹までに同じ。

⑹　開札は、平成25年10月８日午後２時30分近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。

5　その他

⑴から⑭までは、第１号５⑴から⑭までに同じ。

⑮　異工種ＪＶとしての資格の認定及び一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

異工種ＪＶとしての資格の認定及び一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑯　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴, ⑵, ⑷, ⑸, ⑹　the same with notice above (No. 2)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Superstructure and Substructure of the Okano Daiiti bridge in Kihoku nisi Road

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年６月25日

成田国際空港株式会社

代表取締役社長　夏目　　誠

◎調達機関番号　412　◎所在地番号　12

○第1301号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　２ＰＴＢ連絡通路新設その２工事（建築）

⑶　工事場所　成田国際空港内

⑷　工事内容　本工事は、２ＰＴＢ本館とサテライトを接続する連絡通路の新設、及びそれに伴う既存部の改修を行うものである。

①　連絡通路の新設

・連絡通路　地上２階　約6,000㎡

②　本館改修

・旅客動線の集約化

・店舗スペースの新設等

③　その他

・通路接続部の改修

⑸　工期　平成28年10月14日まで

⑹　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑺　契約相手方の決定方法　本工事は、価格と価格以外の要素を含め、総合的に成田国際空港株式会社（以下「当社」という。）に最も有利な者をもって契約の相手方とする簡易型総合評価方式（以下「簡易型総合評価方式」という）により、契約の相手方を決定する。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たすこととする。

⑴　基本条件

①　当社における平成24・25・26年度契約参加資格の「建築工事」に登録されていること。かつ、直近の総合評定値通知書の総合評定値（Ｐ）が条件に合致していること。

なお、当社に登録されていない者が本競争への参加を希望する場合は、上記登録と同等の資力、信用の状態等を審査するため、必要な申請書類を提出すること。

②　単体企業または２社で構成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、全ての構成員は「建築工事」の総合評定値（Ｐ）が1,300点以上であること。

⑵　施工実績　以下に示す工事について、元請けとして過去15年の間に完工実績を有すること。供用中の空港における制限エリアで行った旅客ターミナルビル延べ面積3,000㎡以上の新築、若しくは増築工事。共同企業体の場合、共同企業体の構成員ごとに同様の完工実績を有すること。

⑶　技術者条件

①　日本国の建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士または建設業法（昭和24年法律第100号）による１級建築施工管理技士の資格を有する主任（監理）技術者を専任で配置できること。

②　過去15年の間に完工した建築物延べ面積3,000㎡以上の新築若しくは増築工事の施工経験（工期の半分以上従事した者に限る）を有する技術者を配置できること。